



みどり 水土里ネット 児島湾 だより

第175号

令和元年6月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区あけぼの町3番6号 ☎(086)262-0175



児島湾締切堤防と河津桜

電話番号のお知らせ (直通)

総務課	(086)262-0175 下記以外の事務全般(賦課徴収含む)
総務課会計係	(086)262-3919 会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176 (086)262-0180(アナログ回線) 維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)
施設管理課	(086)262-0310 基幹水利事業全般(藤田用排水機場関係) 藤田用水管理事業全般、県営事業全般
農村整備課	(086)262-0177 土地改良事業全般(工事関係)
児島湾土地改良区 堤防管理事務所	(086)263-5244(FAX) (086)267-3002 (086)267-3001(FAX) 児島湖水位調整等(操作室)

◇もくじ◇

通常総代会挨拶	2
通常総代会への祝辞	3
通常総代会開催	4
平成31年度賦課金・負担金	5
平成31年度予算	6
平成31年度土地改良事業計画	7
役員視察報告	8
国営総合農地防災事業着手報告	13
特集記事(児島湾締切堤防について)	14
役員補欠選挙結果報告	16
事務局人事異動	16
児島湖流域清掃大作戦参加報告	17
転用等、地区除外に伴う決済金	20

平成30年度 通常総代会 理事長挨拶

平成31年 3 月12日

理事長 宮 武 博



平成30年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。本日、皆様方には、お忙しい中を早朝より多数お集まりいただき、誠にありがとうございます。皆様方には日頃から当改良区の運営につきまして格別のご尽力をいただいております、この場をおかりしまして改めて感謝申し上げます。

本日の総代会で審議いただきます案件は、ご案内のとおり21議案を提出しています。これらの議案は、委員会、理事会において慎重に審議を重ね、全会一致での提案であります。

総代各位には、十分なる審議をいただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

さて、昨年7月上旬に発生した西日本豪雨から半年以上が過ぎましたが県内8,000棟を全半壊させた浸水の被害からの復旧は容易ではないようです。なかでも、地区内面積の3割が浸水した真備地区は地区内の堤防2箇所が決壊し、甚大な被害をもたらした小田川について、昨年秋には国の河川改修事業が着工予定だっただけに直前に発生した災害に、被災住民の心情はいかばかりだったでしょう。もし、事前に改修が行われていれば、堤防決壊の原因となったバックウォーター現象を軽減できたというシミュレーション結果もあり、「何とかならなかったのか」という思いの残るところです。

真備地区の河川改修は国が平成21年に計画を策定し、ようやく着工する矢先であっただけに被災後、真備地区の避難所を視察した石井国交相は「なるべく早く出来るよう計画を見直す」と述べ、工事の完了時期を当初の予定から前倒しする方針であることを明らかにしました。そのような中、児島湾土地改良区でも当地域の最重要施設の一つであります児島湾締切堤防の耐震化事業が、平成31年度から児島湾沿岸地区国営総合農地防災事業として事業実施されます。

組合員の皆様に対する国による事前説明会が昨年11月に開催されました時には、お集まりいただきました組合員の皆様から多くの意見が出されました。その中でも事業実施期間が12年間であることを懸念する意見が多く聞かれました。30年以内に、80%以上の確率で南海トラフ地震が発生すると政府機関が発表している以上、当然の懸念であり早い完工を望むのは当然であります。国営総合農地防災事業は、自然的社会的状況の変化等に起因して農業用施設の機能が低下していること、あるいは必要な耐震性を有さないことにより災害のおそれが広域的に生じている地域において、耐震化等により災害の未然防止を図る事を目的とした事業です。児島湾締切堤防の施設としての重要性和その施設の機能が失われた場合の地域に与える被害の深刻さと大きさ、さらにはすぐにでも発生する可能性がある巨大地震に、速やかに備えるための緊急性といった要件により適用された事業であり、当地区が適用第1号であると聞いています。それだけ、国も児島湾締切堤防の重要性和地震に対する脆弱性を危惧しているという事なのでしょう。いずれにしても巨額な国費を投じて行う事業である以上、十分な効果が求められる処であり、そのためには災害による被害が出てからではなく、災害が起こる前の備えとならなければなりません。

国に対しては出来る限り早い事業完了を強く要望し組合員はもとより、地域住民の皆さんの安心安全を確保し地域の繁栄につなげていかなければならないと考えています。総代の皆様におかれましても、今後ともご協力のほど、よろしくお願い致します。

以上、簡単でございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

◇平成30年度通常総代会の開催について

平成30年度通常総代会が、平成31年 3 月12日（火）午前 9 時から児島湾土地改良区 4 階大会議室において総代73名、役員13名出席のもとで開催されました。当日の議長には「田中一光」総代が選任され、宮武理事長の挨拶の後、参議院議員進藤金日子様、岡山市長 大森雅夫様、全国水土里ネット会長会議顧問宮崎まさお様からのメッセージを朗読しました。続いて理事長からの提案趣旨説明の後、議案審議に入り提出された21議案が、賛成多数で原案どおり可決されました。提出議案は、次のとおりです。

I 議案

- 議案第 1 号 平成30年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の専決処分の承認について
- 議案第 2 号 平成30年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支補正予算の専決処分の承認について
- 議案第 3 号 平成30年度藤田用水管理事業実施計画変更の専決処分の承認について
- 議案第 4 号 平成30年度藤田用水管理事業特別会計収支補正予算の専決処分の承認について
- 議案第 5 号 平成30年度関係土地改良事業計画変更の議決について
- 議案第 6 号 平成30年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について
- 議案第 7 号 平成30年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について
- 議案第 8 号 平成30年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第 9 号 平成30年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について
- 議案第10号 平成30年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支補正予算の議決について
- 議案第11号 平成31年度関係土地改良事業計画の議決について
- 議案第12号 平成31年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について
- 議案第13号 平成31年度藤田用水管理事業実施計画の議決について
- 議案第14号 平成31年度一般会計・特別会計収支予算の議決について
- 議案第15号 平成31年度役員報酬の議決について
- 議案第16号 平成31年度賦課金・負担金等徴収の議決について
- 議案第17号 平成31年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画の議決について
- 議案第18号 平成31年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支予算の議決について
- 議案第19号 平成31年度一時借入金の議決について
- 議案第20号 平成31年度歳計現金預入先の議決について
- 議案第21号 総代会にかかる総代の書面議決及び代理人議決制度の制限に関する議決について

◇平成31年度（令和元年度）賦課金・負担金について

平成31年度（令和元年度）の賦課金・負担金は、次のとおりです。

1. 賦課金

平成31年度（令和元年度）児島湾土地改良区の賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして賦課徴収いたします。

◎ 1,000㎡当たり	賦課金	2,000円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり2円を単位として賦課面積 (平成31年4月1日現在)に乘算します。	
内 訳	一般経常費	1,830円
	堤防維持管理負担金	170円
	計	2,000円

(注) 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。

2. 藤田用水維持管理賦課金《藤田都六区地区》《藤田都・大曲地区》《藤田錦六区地区》

平成31年度（令和元年度）藤田用水維持管理賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして藤田都六区地区、藤田都・大曲地区及び中畦・曾根地区並びに、藤田錦六区地区の受益農地から賦課徴収いたします。

◎ 1,000㎡当たり	維持管理賦課金	1,200円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり1円20銭を単位として賦課面積 (平成31年4月1日現在)に乘算します。 ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。	

3. 県営事業賦課金《藤田錦地区》

県営かんがい排水事業藤田錦地区の平成31年度（令和元年度）県営事業賦課金の賦課基準を次のとおりとして、藤田錦地区及び東畦地区の受益農地から賦課徴収いたします。

◎ 1,000㎡当たり	賦課金	3,000円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり3円を単位として賦課面積 (平成31年4月1日現在)に乘算します。	
内 訳	県営事業賦課金	2,500円
	県営事務賦課金	500円
	計	3,000円

上記の賦課金は、平成30年度から令和3年度までの4年間、同一基準で賦課徴収を行います。

4. 徴収期日

令和元年7月31日（全期徴収）

5. 徴収委託先

- | | |
|-------------|-----------|
| ①岡山市農業協同組合 | ④トマト銀行 |
| ②岡山市浦安土地改良区 | ⑤理事・監事・総代 |
| ③中国銀行 | |

6. 農家負担軽減調整負担金（10,000千円）の徴収については次のとおりとします。

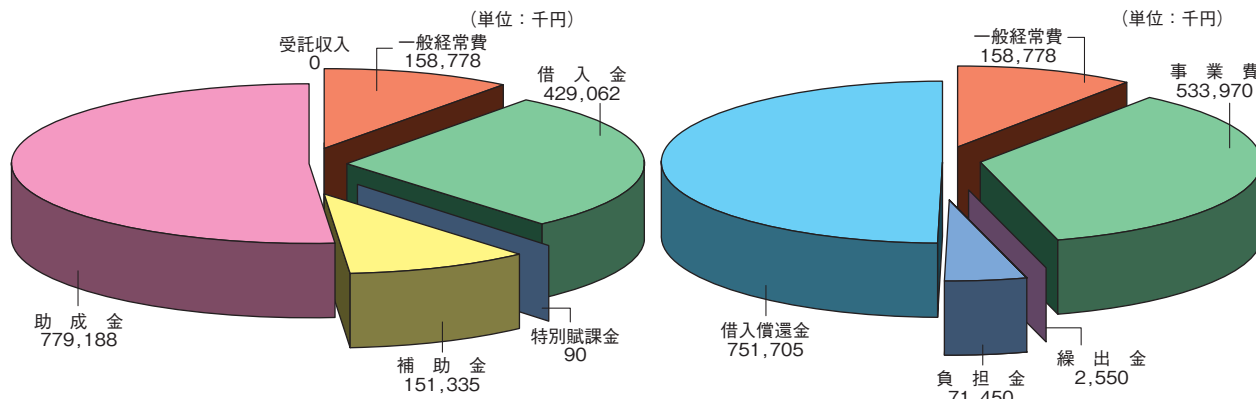
平成31年度（令和元年度）負担区分		
覚書による自治体関係	岡山市	9,213千円
	玉野市	787千円
	計	10,000千円

◇平成31年度一般会計予算について

【一般会計】

収入合計 1,518,453千円

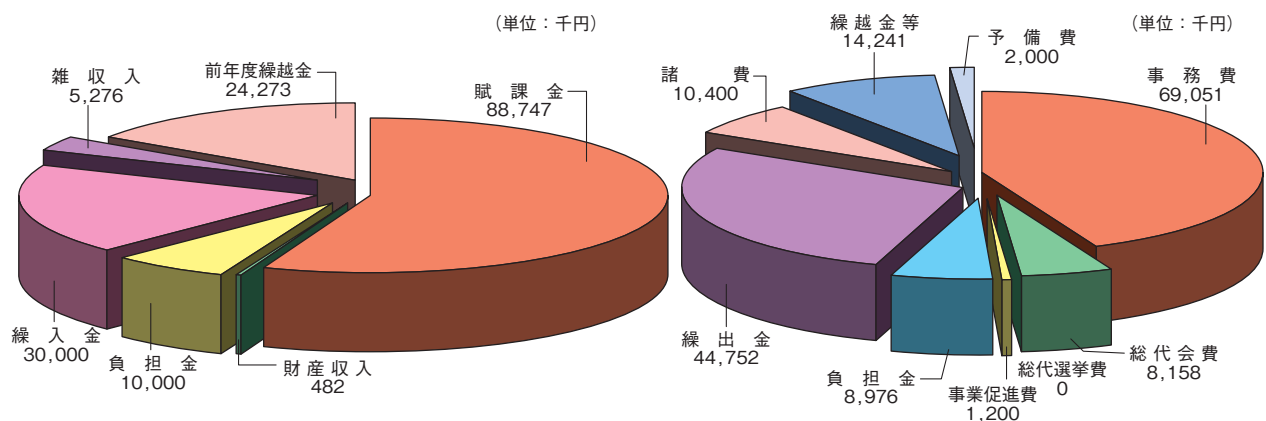
支出合計 1,518,453千円



【一般経常費】

収入合計 158,778千円

支出合計 158,778千円



◇平成31年度藤田用水管理事業特別会計収支予算

[収入] (単位: 千円)

科目	金額
作業受託収入	70,740
管理賦課金	13,324
雑収入等	3,373
合計	87,437

[支出] (単位: 千円)

科目	基幹水利施設	藤田用水
点検整備費	1,087	54
施設管理費	29,596	7,920
施設費	1,709	790
調査費	321	
諸油脂費	102	130
整備補修費	8,640	3,000
電力費	26,552	1,900
管理諸費等	1,308	1,332
整備積立金		1,195
消費税	1,425	3
小計	70,740	16,324
諸費		100
次年度繰越金		273
合計		87,437

◇平成31年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支予算

[収入] (単位：千円)

科 目	金 額
前年度繰越金	2,858
作業受託収入	348,622
雑収入等	555
計	352,035

[支出]

(単位：千円)

科 目	防 潮 水 門	関 連 機 場	児 島 湖 管 理	そ の 他	計
点検整備費	2,073	4,542		1,695	8,310
施設管理費	111,900	26,407			138,307
施設費	6,384	12,105	20,989		39,478
調査費	83				83
諸油脂費	162	147		564	873
整備補修費	0	84,314			84,314
電力費	5,155	60,271		932	66,358
消費税				10,899	10,899
小計					348,622
諸費				3,413	3,413
計	125,757	187,786	20,989	17,503	352,035

◇平成31年度（令和元年度）土地改良事業計画について

平成31年度（令和元年度）土地改良事業計画は、農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業、小規模土地改良事業、非補助土地改良事業の各事業を合計34地区、事業費50,200万円で計画し、関係機関に予算要求をしているものです。

◎農業基盤整備促進事業 [3地区 9,000万円]

地区名	北七区6条2の2、北七区8条、西七区5条2
-----	-----------------------

◎農地耕作条件改善事業 [4地区 18,600万円]

地区名	西七区2条2、西七区支線79号、西七区支線123号、西七区支線125号
-----	-------------------------------------

◎小規模土地改良事業 [2地区 2,350万円]

地区名	西七区4号、西七区6号
-----	-------------

◎非補助土地改良事業 [24地区 19,950万円]

地区名	大曲舗装2、東畦22樋門、内尾南、錦沖4南2、錦東32樋門、錦中34樋門、錦六区悪水縦3樋門、都沖5樋門、西七区支線16号、西七区支線39号、西七区支線51号、西七区支線102号、西七区支線116号、西七区支線128号、北七区支線6号、北七区支線30号、北七区支線66号、北七区支線75号、北七区支線82号、沖2-2樋門、丘1宗津川樋門、宗津東町3番川、宗津西町3番川、宗津西町8番川
-----	--

◎非補助土地改良事業（維持管理） [1地区 300万円]

地区名	藤田用水維持管理4
-----	-----------

役員研修 筑後川土地改良区を視察

役員と総代が交互に行っている視察研修は、昨年度は役員の実施年度で、平成30年11月21日に福岡県久留米市にある筑後川土地改良区を、理事4名、監事3名、事務局4名の計11名で視察しました。当日は、緒方岩美理事長をはじめ職員の出迎えを受け、事前に依頼した研修事項について後藤上席審議役（理事長補佐）兼務三潴全町管理室長、庄村企画財政課長から丁寧な説明を受けました。

【筑後川土地改良区の概要】

筑後川土地改良区の前身である耕地整理組合は、筑後川からの農業用水の安定取水を目的とし、明治42年10月に耕地整理事業の認可を受け、大正2年から11年にかけて大善寺、安武、三潴、江上線、青木三又地区の5地区で各耕地整理組合を設立。その後、筑後川に点在した水利権を筑後大堰上流地点に合口し、筑後川左右岸農地への用水の安定供給と旱魃かんぼつの際の対応を目的とした国営筑後川下流土地改良事業（S51～H30年度）の実施に伴い、既得水利権並びに自家水力発電所の存続のため、昭和52年2月1日付で合併し新たに改良区として発足した。

更に、県営圃場整備事業等の関係で設立した三潴全町土地改良区を平成24年4月1日付で合併している。地区は、筑後川の左岸下流域に位置する沖積平野の中で、福岡県久留米市・筑後市・大川市・三潴郡大木町の3市1町に跨がる、南北10km・東西13kmの区域で、地区面積3,330haで組合員数は、4,059名（平成30年3月31日現在）で、総代130名、理事17名（員外1名）、監事3名、職員13名で運営されている。

会議は通常、総代会 年2回、理事会 年10回、監査 年3回（4・8・12月）程度開催しており、委員会は地区運営、基本財産管理、下流事業対策、指名、内部統制委員会がある。基本財産管理委員会には県職員、内部統制委員会には市町職員が委員に加わり適正な運営に努めている。特に総代・役員で構成されている地区運営委員会は、地区毎（5地区）に抱える課題や組合員における施設管理意識の向上等に努めるとともに、毎年夏季用水終了後に施設の現地調査を実施し、用水機や水路等の維持管理に必要な予算編成のための事前協議を実施している。

施設の維持管理に関しては、独立行政法人水資源機構が管理運営している筑後揚水機場並びに筑後導水路を起点として、地区内の国営・県営施設（水路・クリーク水路等）と従来からの改良区施設を相互利用する関係で、国、福岡・佐賀両県、関係市町、水資源機構、関係土地改良区、水利組合、JA、その他関係団体との連絡調整を行いながら施設の良好な管理とときめ細やかな配水調整を実施している。また配水調整に際し、前述した地区運営委員会から推薦を受けた組合員33名を配水員としてかんがい期間（6月1日～10月15日）、臨時に雇用し営農状況と貯水状況を随時把握しつつ、各地区における翌日の必要な水量及び通水時間を、

水資源機構内に設置された通水実施本部に要請することで日々の安定的な用水の確保を行っている。

改良区が恒常的に維持管理を行っている施設は、下記に示す施設であり事業に関しては、国営施設の管理受託業務や水資源機構から受託している揚水機場の運転監視補助業務（地区内への排水状況確認業務）、施設の操作等受託業務、さらに補助事業として農地耕作条件改善事業（暗渠排水）、県営地域用水環境整備事業として自家水力発電の大規模改修、県営農業競争力強化基盤整備事業として圃場整備ポンプ上屋の改修などが実施されている。

〔維持管理する施設〕

コンクリート製 3 面張用水路（約 88,000m）

河川水専用揚水機（11 機場 ポンプ 12 台 筑後川土地改良区分）

圃場整備内揚水機（46 機場 平成 24 年に統合（組織）整備された旧三全町分）

農業水専用パイプライン（口径：1.8m、延長：約 5 km 国営造成施設）

河川排水専用ゲート（1 基 元々は揚水施設だったが排水用に作りかえたもの）

【農地転用・賦課金等について】

転用決済金の単価は、農地法第 4 条関係の転用は 1 m²あたり 100 円、同法第 5 条関係の転用は 1 m²あたり 150 円となっており、近年の転用面積は、年間約 5～6 ha 程度で推移している。

〈賦課金〉

賦課金は、経常賦課金と事業賦課金があり年 2 回に分割して徴収している。平成 30 年度の賦課金は、全地区ともに 10a 当たり 580 円で、事業賦課金は地区並びに工区によって異なり、10a 当たり 200 円～3,460 円賦課されている。（ただし経常・事業賦課金ともに町が一部負担している地区もある）さらに、旧三潞地区には工区賦課金と特別賦課金があり年 1 回、事業実施地区・工区に賦課している。工区賦課金は、2,000 円～3,000 円で特別賦課金は、100 円～32,000 円となっている。

※事業賦課金：水路修繕、揚水機修繕、揚水機場需用費、配水員給与等

※工区賦課金：圃場整備ポンプ電気料、ポンプ管理料、修繕費等

※特別賦課金：県営土地改良総合整備事業の償還金、農地耕作条件改善事業の地元負担金で現在は、主に暗渠排水工事にかかる地元負担金となっている。

徴収率は 98～99% であり、徴収方法は、JA からの口座引落しが 90% で残りが総代による現金徴収となっている。未納者への対応については、督促状を送付し総代並びに役職員にて戸別訪問を行い、円満な解決を目指している。



視察先での研修状況

「賦課金の値上げ」

現在、福岡県から筑後導水管理費助成金として2,000万円並びに同県久留米市・筑後市、大川市、三潞郡大木町で組織された四市町組織整備推進協議会から基幹施設管理賦課金として1,108万円を受けているが、受領期間が30年であり平成40年度で満了することから、総代及び組合員に対し賦課金の値上げをお願いし3ヵ年の協議を経た後、平成25年度から平成40年度にかけて経常賦課金を16年間で毎年10a当たり30円の値上げを実施している。値上げ基準に関しては、昭和52年合併の際に賦課金単価を若干値下げしている経緯を踏まえ、合併当時の単価に戻すことを提案した。経常賦課金の推移表は、下記のとおり

年度：賦課額	年度：賦課額	年度：賦課額	年度：賦課額
25：430円	29：550円	33：670円	37：790円
26：460円	30：580円	34：700円	38：820円
27：490円	31：610円	35：730円	39：850円
28：520円	32：640円	36：760円	40：880円

なお、平成41年度以降は同額

『地区の歴史』

筑後川は、「筑紫次郎」と称され、利根川（板東太郎）、吉野川（四国三郎）とともに三大河（水害の多い河を指し、日本三大暴れ川とも呼ばれることもある。）の一つで、九州を代表する河川である。地区は筑後川左岸下流域に位置し筑後平野の広大な水田地帯であるが、筑後川本流は河床が低く自然流下による取水が困難で古くから用水確保のため有明海の干満差を利用した淡水（アオ）取水地域と、流域の狭い中小河川に用水源を求めていた地域で用水不足に悩まされていた。さらに、干拓による開田化が進むにつれて用水は一層不足がちになった。（水田がクレークよりも高い位置にあったためクレークから足踏み水車にて揚水し、日照りが続けば二段、三段の足踏み水車を必要としたこともあった）そこで、先人たちが、各所において耕地の整理を行うとともに、用水の安定供給のために必要な揚水ポンプの電力を賄う（電力料の高騰対策）ため、改良区の概要にて記した5つの耕地整理組合は、大正3年に共同出資により三潞郡耕地整理共同会を設立した後、大正7年に矢部川の水利権を取得。そして大正12年に着工し、大正14年に出力1,500kWhの自家用の水力発電所（矢部川発電所）を建設することとなった。

その後、農地への用水の安定供給と旱魃かんぼつの際の対応を目的として、その後昭和35年から農水省による調査が開始され、国営筑後川下流土地改良事業が昭和51年度から着手された。また併せて各種の土地改良事業が実施された。これにより筑後導水路の建設や幹線用水路をはじめとした各種水利施設の整備、さらにはほ場（農道・暗渠排水含む）整備が行われた結果、大区画汎用農地へと変貌し、新しい農業へと脱皮する基盤が作られた。これと並行して筑後大堰の建設とともに従来の淡水（アオ）取水は合口され、新たな取水方式に切り替わり、地

区内の用水系統が合理化されることとなる。平成19年度に筑後大堰関連の国営事業施設が完了したことに伴い、翌年から関係5市町を事業主体とする基幹水利施設管理事業が着手され、同時に関係土地改良区による用水管理が開始された。

※ 地区内のクリークの成り立ちと淡水（アオ）取水

先に述べた筑後川をはじめとする河川の沖積作用により干陸化した筑後平野は、海拔5 m以下の低湿地で、川が運んできた砂や土が、有明海の干潟に多くの中州を形成することとなる。

弥生時代以降、人々はこの中州を開拓し水田とし、周辺の水溜りを用水に利用するため田に水を引き易いよう堀にしたのが始まりで、クリークは水路であると同時に取水源から遠くなるにつれて、貯水容量が大きい池の性格が濃くなっている。なお、クリークは用水の役割だけでなく、排水、生態系の保全などの多面的な役割も担っている。

一方、筑後川は5 m以上にも及ぶ有明海の大きな干満差によって満潮時には海水が河川を遡上することにより、河川の水は上流又は表層部に押し上げられる。この押し上げられた河川をクリーク等に蓄え、農業用水として利用してきた。これが一般的に淡水（アオ）取水と呼ばれている。淡水取水施設には、ポンプ、樋管・樋門があるが、潮位や塩分濃度の関係によって、限られた時間で必要とされる取水量を確保しなければならず取水量に不安があった。地区内には無数のクリークがあったために、土地利用が制約され、農業生産力の向上の阻害となる側面もあった。

△ 矢部川発電所のその後（出力：1,500kw 1台）

昭和28年6月の大水害以降この発電所は、昭和31年に県営矢部川総合開発事業実施に伴い発電所の取水口が水没するため昭和36年に閉鎖される。2年後その代替施設として県の責任において、福岡県企業局矢部川発電事務所木屋発電所に併設される。企業局との協定並びに九州電力(株)との無償託送契約により、平成7年かんがい期までは、地区内の揚水機場22箇所、河川用ゲート、排水機各1台を含めた使用電力として年間300万kwを受電していたが、現在は、施設の統合等により改良区管内の揚水施設に対し年間約60万kw（11機場 ポンプ12台の年間使用電力）を受電している。現在、機場使用分以外の余剰電力に関しては県企業局にて処分しており、その関係で3機場9名の運転員と水資源機構施設における運転監視補助業務従事者3名の人件費については企業局との協定により県が負担することとなっている。

【筑後川下流土地改良事業概要について】（筑後川左岸：福岡県側）

筑後川水系水源開発の一環として、アオ取水の合口と効率的利用及び、かんがい用水の一元的管理により用水の安定確保を図り、地域内に散在するクリークの統廃合による用排水系統の再編成と圃場整備を行うことで農業の近代化と経営の合理化を図るため、農林水産省、県、水資源機構とで事業を一体的に実施。

- ・ 筑後川からの取水水路、揚水機場、筑後・ 独立行政法人水資源機構（旧 水資源開発公団）
矢部川左岸導水路及び導水路附帯施設など⇒により筑後川下流用水事業として実施（昭和51
年度事業開始当時は国営で実施）
- ・ 幹線水路（用・排水路）及び附帯施設 ⇒国営かんがい排水事業として実施
- ・ 準幹線水路（用・排水路）及び附帯施設 ⇒県営かんがい排水事業
- ・ 区画整理、農道、支線用水路等 ⇒県営ほ場整備、県営干拓地等農地整備事業

○事業実施に伴う取水形態の変化

平成7年度までは、揚水機29台によるアオ取水を行っていた。

平成8年度（筑後川に点在した水利権を筑後大堰上流地点に合口後）は、筑後取水口から取水している。筑後川左岸最大取水量は、夏季 $12.63\text{m}^3/\text{S}$ （毎年 6/1～20）、 $13.54\text{m}^3/\text{S}$ （毎年 6/21～10/10）、冬季 $3.47\text{m}^3/\text{S}$ （毎年10/11～翌 5/31）となっている。

取水された水は、筑後揚水機場（水資源機構）や三瀧揚水機場を通じて、筑後導水路に流され筑後導水路の分土工（15箇所）から地区内に送水されている。（筑後揚水機場下流の分水口：8箇所、三瀧揚水機場下流の分水口：7箇所）

◎まとめ

今回の先進地は、農地転用等に伴う混住化や、施設の老朽化など当改良区と同様の問題を抱えている。さらに賦課金徴収率もほぼ同じで未納原因も多くの共通点が見受けられた。ただ、上記したとおり委員会に県・市の職員が参加していたり、水の配水や施設管理の面における各地区の組合員等との緻密な連携など全国的に農業従事者の高齢化や施設管理に苦慮する現状において、まさしく先進地と呼ぶにふさわしいところであった。

この先進地視察を通じ、当改良区も押し迫っている諸問題に対し、より真摯に向きあわなければならない事を痛感させられた。



研修先改良区理事長・事務局及び研修者

国営総合農地防災事業「児島湾沿岸地区」説明会の開催報告

上記事業内容（児島湾締切堤防耐震対策）について、組合員の皆様に対する説明会が下記のとおり開催されました。説明会当日は、役員・総代をはじめ組合員の多数の出席をいただき、中国四国農政局の担当者による説明の後、出席された方々から多数の質問並びにご意見を頂戴し有意義なものとなりました。

説明会会場：岡山市灘崎文化センター 大ホール（最大収容人数629名）

岡山市南区片岡186番地

説明会日時：11月19日（月）10時～、13時～、15時～、18時30分～（計4回）

11月24日（土）10時～

国営総合農地防災事業「児島湾沿岸地区」の事業着手決定報告

組合員皆様のご協力をおもひまわして、国営総合農地防災事業「児島湾沿岸地区」が平成31年度から事業着手の運びとなりました。事業着手年度である平成31年度は、主に施工前の本格的な調査を行う予定となっております。

事業概要

主要工事：締切堤防及び排水樋門6門、閘門1門の耐震対策

総事業費：260億円（平成29年度単価 なお、物価変動により将来変動の可能性あり。）

予定工期：2019年度～2030年度

負担区分：（予定）

区 分	国庫負担	県 負 担	市 負 担	地 元 負 担
農地防災	1,000	450	50	—
	1,500	1,500	1,500	—

なお、工期につきましては説明会においても早期完了を求めのご意見を多数賜り、平成31年2月5日に児島湾沿岸地区国営総合農地防災事業推進協議会の会長である当改良区理事長をはじめ会員各位及び協議会事務局総勢7名で早期に事業完了となるよう伊原木岡山県知事に対して、提案活動を行いました。今後も関係各所と連携を図りながら事業の推進に寄与して参ります。

児島湾締切堤防について (児島湾淡水化計画)

前号では締切堤防建設に伴い基礎工事について掲載しました。今号では遡りますが、締切堤防建設に至った経緯等について掲載します。

～廃藩置県などの影響～

廃藩置県などの影響で職を失った士族に対して明治政府から士族授産^{注1}が行われたが、成果はあまり得られなかったため朝廷より各地方の長官に士族授産に関して聖勅^{注2}がなされた。

当時の高崎五六岡山県令は上記の聖勅の対策としてまず、役所内から意見を募った。その中で生本伝九郎が士族授産の対策として児島湾干拓とその一帯に一大堤防を築き船の航送や貯水の減少に備えるべきであると提案した。その後、岡山県令がこの提案をうけて国の関係機関へ申し出た。その結果、当時の内務省の土木工師であったムルドル氏による調査が実施されることとなった。

～干拓地の用水事情～

昭和に入り、農林省は第六区（旧藤田村都六区、旧藤田村錦六区）、第七区（玉野市南七区・東七区、灘崎町西七区・北七区）の干拓を完成させた。干拓完成当時は上水道が無かったため井戸を掘った。しかし、塩分濃度の高い水が出てきたため、水売船、雨水などから生活用水を確保していた。ただ、井戸の中には真水に近い水が出るものも存在した。（現藤田大曲地内：八角井戸など 下図1）

第六区は第二区（旧藤田村都、大曲、旧藤田村錦）の下流に位置しており第二区の余剰水を貯めることができた。しかし、第七区は上流に確保可能な水源がなく、さらに干拓事業で敷き詰めた捨石などの隙間から海水が滲みだし、塩害を被ることが多かった。

このような状況下において、かんがい用水を確保するため児島湾の淡水化に対する機運が高まっていった。さらに昭和21年に発生した南海地震で、当該地区は幸い高潮の被害はなかったが、地震後住民の防災に対する意識の高まりも児島湾淡水化計画（締切堤防建設）を推進する要因の一つとなった。



図 1 現藤田大曲地内にある八角井戸

～岡山産業大博覧会参加～

上述のように干拓地特有の地理的な問題や自然災害などの影響により具体的に児島湾淡水化への声が高まり、昭和24年に開催された岡山産業文化大博覧会にて当時の農林省と岡山県の担当者が主体となって児島湾締切堤防の模型を展示した。

博覧会終了後、模型は国会に運ばれ政府、国会議員に公開された後、紆余曲折を経て児島湾の淡水化が実現されることとなる。

次回、具体的な締切堤防建設などについて掲載します。

参考文献

1. 児島湖発達史
2. 書籍 「よみがえれ児島湖」 山陽新聞社 発行
3. 土族授産（しぞくじゅさん） コトバンク <https://kotobank.jp/>
4. 聖勅（せいちよく） コトバンク <https://kotobank.jp/>

注1：土族授産・・・明治初期の廃藩置県などの施策によって生活が困窮したり職を失った士族に対して政府が行った施策

注2：聖勅・・・みことのり（天皇の言葉）

◇ 訃報 難波監事

本土地改良区役員の難波 廣志氏が平成30年12月31日に逝去されました。

故難波氏は、平成16年8月2日から平成20年8月1日まで4年間総代として、その後平成24年4月16日に監事に就任され、改良区運営において多大な尽力を賜りました。これまでの功績に深く感謝するとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

◇ 役員（監事）の欠員に伴う補欠選挙結果

本土地改良区において、欠員となっていた監事1名の補欠選挙が役員選挙規程第28条の規定に基づき、平成31年3月12日開催の通常総代会において執行され、新監事が無投票で次のとおり選出されました。

被選挙区：全 区 氏 名：森藤^{もりとう} 大五郎^{だいがろう}

なお、選出された役員の任期は、平成31年3月20日から令和2年4月15日までです。

◇ 事務局人事異動

○ 採 用（平成31年4月1日付）

施設管理課 管理係 書記補	新 山 和 林（新採用）
農村整備課 工事係 技師補	錦 織 彰 悟（新採用）
事務局長（嘱託）	佐 山 義 和（更 新）
次長 施設管理課長事務取扱及び 維持管理課、堤防事務所担当（嘱託）	國 定 一 郎（更 新）
次長 総務課担当	齊 藤 晴 雄（更 新）
農村整備課 工事係 書記（嘱託）	伊 澤 信（更 新）

○ 昇 任（平成31年4月1日付）

次長 農村整備課長事務取扱	大 野 勝 敬（農村整備課 課長）
総務課 賦課徴収担当課長補佐 同係長事務取扱	渡 邊 真 也（総務課 賦課徴収担当係長）
維持管理課 管理係 主任	西 田 佳 広（維持管理課 管理係 書記）
維持管理課 管理係 主任	板 野 行 伸（堤防管理事務所 堤防管理係 書記）

○ 配置換（平成31年4月1日付）

堤防管理事務所 堤防管理係 書記	仁 科 昌 幸（堤防管理事務所 堤防管理係 書記補）
堤防管理事務所 堤防管理係 書記補	國 定 大 貴（維持管理課 管理係 書記補）

児島湖流域清掃大作戦



開会挨拶を行う宮武理事長

岡山県では、毎年 9 月～11 月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、国・県・流域市町・民間団体等が一体となり、児島湖の環境保全活動を推進することとなっています。その行事の一環として、児島湖をはじめ流入河川等において、児島湖流域環境保全推進協議会会員並びに多くの県民、民間団体、学生、国・県・市町職員に参加を募り、「児島湖流域清掃大作戦」を実施しています。

今回は 11 月 4 日（日）に、児島湖流域関係市・町の会場で、児島湖流域環境保全推進協議会主催による「平成 30 年度児島湖流域清掃大作戦」が実施されました。本土地改良区からも宮武理事長をはじめ役職員が参加し、当日は晴天のなか清掃活動に励みました。また、今回は啓発活動の一環として、清掃活動後に清掃参加者による児島湖へのフナ、ウナギなどの放流も行われました。



清掃活動を行う参加者

主催者側の報告によると今回は倉敷川会場を含む 2 箇所が中止となり、残りの 7 会場で総勢約 1,675 人の参加があり、空き缶、空き瓶、ペットボトル、発泡スチロール、木材等約 26.72 t のゴミが回収されました。



清掃活動後、魚の放流活動

児島湖の水質は、児島湖流域下水道事業による下水道の普及向上、国営児島湖沿岸地区農地防災事業による湖底のヘドロの浚渫等により、ゆるやかに改善されてきています。

児島湾土地改良区としましても関係機関と連携し、組合員の皆様と力を合わせ児島湖の水質改善に努めるとともに、地域の歴史や水の大切さを若い世代に伝えていきたいと考えています。

※ゴミの投棄をなくしましょう。 ＝きれいな川・美しい児島湖にしよう＝

近年、混住化等の要因により、ペットボトルや空缶、肥料等のポリ袋、刈り取られた雑草等のゴミが不法投棄され、これらが川藻に絡まって各地区の排水機場に集まりゴミの山となっており、本当に目を覆うばかりです。これ以外にも児島湖に直接流れ込む物もあります。

これらのゴミ処理に当土地改良区は、毎年多額の処理費を費やしており、その量は年々増加傾向にあります。さらに、タイヤや電化製品等の粗大ゴミも水路等に不法投棄されており、それらが機場の設備を損傷させる原因の一つとなるだけでなく、用水や排水にも悪影響を及ぼします。これを改善するには、川や水路をいつくしみゴミを絶対に投棄しないことを実践していくことが、大切です。

きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、親しみのもてる水辺環境にしていきたいと思います。

児島湾土地改良区からのお願いです。



児島湖に流れついたゴミ状況 締切堤防

◎組合員の資格取得・喪失の届出について

組合員の資格等に変更がある場合には、他の行政機関（法務局・農業委員会等）で手続きをされても改良区には通知されないため、当人による改良区への届出が必要となります。（土地改良法第43条）

- ・相続・贈与・経営移譲（農業者年金受給など）
- ・農地の売買、交換、貸借などがあった場合
- ・氏名や住所を変更した場合

変更の届出がない場合は、そのまま賦課されますのでご注意ください。

◆農地の異動・売買について

農地の異動・売買を行う際、当該農地に賦課金の滞納がある場合については、新たに組合員となられた方が、滞納金を支払う義務が生じます。双方でご確認のうえ、異動・売買を行うようご注意ください。

（土地改良法第42条第1項）

賦課金は口座振替をご利用ください

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関は J A 岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用いただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。なお、口座振替の場合の領収書は、原則として発行しておりません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年7月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。領収書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL 086-262-0175へ

転用等、地区除外に伴う決済金について

農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第42条第2項の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが義務付けられています。

農地転用決済金とは

残存する農地への費用負担加重を防ぐため土地改良法に基づき、地区除外申請の際に所有者の方に申請農地に係る土地改良施設の耐用年数期間における維持管理経費などを納めていただくもので、平成31年度（令和元年度）の決済金等は下記のとおりです。

平成31年度（令和元年度）

区 域	決 済 金	調 査 費	手 数 料		
全 域	1㎡当たり 5.11円	1㎡当たり 10円	1筆当たり 1,500円		
区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	区 域	決 済 金
都六区 (パイプライン)	1㎡当たり 20.19円	都・大曲 (パイプライン)	1㎡当たり 30.02円	錦六区 (パイプライン)	1㎡当たり 33.79円

なお、藤田都六区、藤田都・大曲（中畦・曾根の一部地区を含む）、藤田錦六区地区については、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が別途必要です。

また、1,000㎡以上の転用等については、別途協議が必要となります。

※ 市街化区域及び200㎡未満の農業用施設などへの転用に関しても、届出・決済等の手続きが必要です。

農地を公共事業用地（道路、河川敷、公園敷地など）として買収または寄付した場合

公共事業用地として買収・寄付される場合でも決済金は必要となります。そのため、用地買収交渉の際に、後日問題が生じないように当事者間で決済金の納付について十分話し合わせ、改良区への申請手続きをお願いします。まずはご連絡ください。

★ この転用決済の手続きがなされないと、従前の賦課面積で賦課金が課せられますのでご注意ください。

農地を農地以外の地目に変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。まずは、お気軽に電話でお尋ねください。

(TEL086-262-0175)